

令和8年度 就学援助のお知らせ

福津市教育委員会

福津市教育委員会ではお子さまの就学にあたり、経済的にお困りのご家庭に対し、学用品費等の援助(就学援助)を行っています。本援助を希望する場合は、下記のとおり申請を行ってください。

1. 就学援助対象者

就学援助対象者は、福津市にお住まいで公立の小学校、中学校、義務教育学校に通学する児童生徒のいる下記世帯となります。

- ・生活保護世帯(修学旅行実施学年の児童生徒のみが対象です)
- ・生活保護に準じる程度、経済的に困窮している世帯

※生活保護に準じる程度経済的に困窮している世帯とは…同一住所地に居住する方(単身赴任等で別居する方を含む)の合計所得が、生活保護基準の基準生活費の額に100分の130を乗じて得た額に住宅扶助基準額及び教育扶助基準額を加えた額を超えない世帯を指します。なお、本計算はシステムにより行うため、窓口等での確認にはご対応できません。

2. 申請方法について

(1) 提出書類及び受付期間

下表の(a)(b)は申請者全員が提出ください。(c)は該当者のみが提出ください。

提出書類	受付期間
(a) 令和8年度就学援助申請書	令和8年5月1日(金)～令和8年5月29日(金) ※6月以降も申請できますが、受付日の翌月からの認定となり、前月分までの援助は受けることができなくなります。
(b) 通帳のコピー ※カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が確認できるもの。キャッシュカード可。 ※振込先は申請する保護者名義の口座となります。	
(c) 令和8年度課税証明書 ※令和8年1月1日以降に市外から転入した方 または福津市外にお住まいの方(単身赴任等)のみ必要。	令和8年6月1日(月)～令和8年6月26日(金) ※該当する方は、先に(a)(b)を5月中に提出してから、遅れて(c)をご提出ください。

(2) 提出先

福津市学校教育課 持参または郵送(当日消印有効)

3. 申請後の流れについて

就学援助は、年3回に分けて申請者名義の口座に振り込みを行います。

審査結果の通知	第1回支給	第2回支給	第3回支給
7月	8月末	12月末	3月末

4. 審査における所得の確認について

令和8年1月1日時点で福津市にお住まいの方は、住民税の課税内容から所得情報を確認しますので、課税証明書の提出は不要です。

ただし、税の申告が済んでいない場合(給与所得のみで勤務先で年末調整をしている方及び税法上の控除対象配偶者を除く)は、審査することができませんので、収入の有無に関わらず、税務署または市役所税務課で申告をしてください。

また、海外から転入し、日本で税の申告を行っていない方は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの総所得が分かる書類をご提出ください。なお、外国語で書かれている部分は翻訳をつけ、外国通貨で書かれている部分は日本円に換算した金額を記入し、ご提出ください。

※令和8年6月26日(金)までに所得の確認ができない場合は、申請を却下することがあります。

5. 就学援助の対象となる費用

学用品費、新入学学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、医療費

※新入学学用品費は、入学前支給を受けた場合または5月中に申請をしなかった場合には支給されません。

※医療費は、学校健診結果を受け、次の疾病の治療に要した通院費のみが対象です。(トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯、寄生虫病)

※医療費の支給を希望する場合は、学校健診結果及び医療機関に通院した領収書を令和9年2月までに学校教育課にご提出ください。

※医療費以外の費用については、別途の手続きは不要です。

6. 注意事項

- (1) 昨年度に就学援助の認定を受けていた方も、年度ごとに申請が必要です。
- (2) 入学前支給の認定を受けた方も、あらためて申請が必要です。
- (3) 婚姻等により世帯状況に変更があった場合は、再審査の必要がありますので、速やかに届け出てください。
- (4) 就学援助は学校に支払う費用が免除になるものではありません。校納金は、必ず各学校で指定された期限までに納入してください。

7. 問合せ

〒811-3293 福津市中央1丁目1-1 福津市役所別館 2階
福津市教育委員会 学校教育課 学務係 (TEL:0940-62-5090)